○北陸地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
小矢部市西中野字鷲場六〇番四から同市西中野字坂東六二一番一まで	二九・〇二メートル～六四・四四メートル	二九・〇二キロメートル～六四・二五一キロメートル
	三二・〇〇メートル～六二・三七メートル	三二・〇〇キロメートル～六二・二五一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	袋井市国本字畔崎二四六五番一一から同市久能字新堀九二〇番二二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月三十日

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
橋本市神野々字池田垣内六一三番から同市神野々字西竹鼻五一七番四まで	前	一一・六〇～三〇・六〇メートル	〇・三一五キロメートル
	後	一五・一〇～三六・一〇メートル	〇・三一五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橋本市神野々字池田垣内六一三番から同市神野々字西竹鼻五一七番四まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月三十日

○近畿地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
淡路市岩屋字中町一〇〇〇番三から同市岩屋字中町九八八番三地先まで	前	七・五六～八・一〇メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	七・五六～一〇・二四メートル	〇・〇一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十八号	淡路市岩屋字中町一〇〇〇番三から同市岩屋字中町九八八番三地先まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月三十日

○中国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三原市南方三丁目五七六六番一から同市南方三丁目五七八二番一まで	前	三五・九〇～四一・八〇メートル	〇・〇五四キロメートル
	後	三〇・〇〇～四〇・九〇メートル	〇・〇五四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	福岡県築上郡築上町大字石堂三八一番一から同町大字石堂三七八番まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月三十日